

<p> <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> (滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず) 持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。 </p>
<p> <input type="checkbox"/> 医療用の麻薬及び向精神薬等をを自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に以下の書類の提示が必要。 1. 使用者本人の氏名が明記された診断書又は処方せん(処方せんのコピー)(リトアニア語にする必要はなく、英語でよい)。 2. 1に加え、下記URLのUNODCガイドライン 13-14 頁に掲載の様式に基づき、英語で作成された証明書を携行することが推奨される。 (参考) https://www.incb.org/documents/Psychotropics/guidelines/travel-regulations/Intl_guidelines_travell_study/12-57111_ENG_Ebook.pdf </p>
<p> <input type="checkbox"/> 医療用の麻薬及び向精神薬は、診断書又は処方せんに記載された量以上に持ち込むことはできず、かつ、上限量は下記 URL 先のとおり。 https://www.incb.org/documents/Psychotropics/guidelines/travel-regulations/2013-travellers-update/LIT_11_September_2013_table_ENG_02921.pdf </p>
<p> <input type="checkbox"/> 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品(ドーピング剤を除く。)は、1回に10箱を超えない量であれば、診断書や処方せんなどの書類無しに持ち込む </p>

ことができる。

- 医薬品は、購入時に包装されていたパッケージに入れて持ち込むこと。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報